

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における 労働者の健康障害防止（鉛中毒等健康障害防止対策）について

過去に塗装された塗料もので錆止め等の目的で鉛を数十％から十数％程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物がありますが、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されたものが残っており、下記（災害事例）の如き**鉛中毒による災害が発生**しているところです。

これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業（以下「剥離等作業」という。）を行う場合における鉛中毒を防止する為、

- 1) 塗料における**鉛等有害物の使用状況を適切に把握**した上で、
- 2) 鉛中毒予防規則（以下「鉛則」といいます）等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた**適切なばく露防止対策を講じる必要があります**。
- 3) また、これらの**業務を発注する者（発注者）**は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る**情報を施工業者に提示し、ばく露防止対策について、必要な経費等の配慮**を行って下さい。

特に、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業の**発注者及び施工業者**におかれましては、鉛等有害物による健康障害防止を徹底するため、下記の事項について対策を講じられるようお願いいたします。

記

（災害事例）

番号	業種	被災者数	発生状況
1	土木工事業	3名	首都高速道路の橋梁塗装の塗り替え工事で、古い塗料（錆止め）の塗膜のかき落とし作業をしていた作業員3名が腹痛と足のしびれを発症し、 鉛中毒と診断 された。 作業場所は粉じんや騒音対策としてブルーシートで覆われていた。（ 通風が不十分な場所であった。 ）
2	建築工事業	2名	神宮境内の保存修理工事の為、含鉛塗料を含む塗料のかき落とし作業を行っていたところ、約1ヶ月後から吐き気や腹痛、腰痛を訴えた。 症状が悪化して救急搬送され、 鉛中毒と診断 された。 作業場所はビニールシートで覆われ、 通風が殆どない状態 であった。

（塗料の剥離等作業を発注する者（発注者）について）

1	橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を発注する者（発注者）は、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について、① 把握している（成分等の）情報を施工者に伝える ほか、塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について② 必要な経費等の配慮を行う こと。
---	--

(塗料の剥離等作業を請け負う事業者（施工業者）について)

1	労働安全衛生法等関係法令に基づく対策の必要性を確認するため、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を請け負う事業者は、 <u>発注者に問い合わせる等して、当該塗料の成分を把握すること。</u>
2	前記1（ 成分の把握 ）により、当該塗料の成分について鉛等の有害物が確認された場合は、当該塗料の剥離等作業を行う事業者は、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、「 湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用 」等を実施すること。
3	鉛等有害物を含有する塗料の剥離等作業を、近隣環境への配慮のために「 隔離措置された作業場や屋内等の狭隘で閉鎖された作業場 （以下「 隔離区域等内作業場 」という。）で作業を行う場合は、 <u>当該区域内の鉛等有害物の粉じんの濃度は極めて高濃度になるため</u> 、次の措置を行うこと。
(1)	剥離等作業は 必ず湿潤化して 行うこと。 <u>湿潤化が著しく困難な場合は</u> 、当該作業環境内で「 湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で 」作業を実施すること。
(2)	隔離区域等内作業場に粉じんを集じんするため、 適切な除じん機能を有する集じん排気装置を設ける こと。この際、集じん排気装置の排気口は外部に設けること。また、集じん排気装置は 作業場の空間に応じて十分な排気量を有するもの とすること。
(3)	隔離区域等内作業場より粉じんを外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底すること。
(4)	隔離区域等内作業場については、 <u>関係者以外の立ち入りを禁じ</u> 、区域内で作業や監視を行う労働者については、「 電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク等呼吸用保護具を必ず着用させる 」こと。なお、電動ファン付き呼吸用保護具については、フィルターを適切な期間ごとに交換するなど適切に管理して使用させること。
(5)	呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉じんを十分に拭い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管すること。
(6)	隔離区域等内作業場の粉じんを運搬し、又は貯蔵するときは、当該粉じんが発散するおそれがないよう「 堅固な容器を使用し、又は確実な包装 」をすること。また、それらの「 保管については、一定の場所を定めておく 」こと。
4	鉛業務に常時従事する労働者に対し、法令に基づき 鉛健康診断を行う とともに、「 鉛中毒の症状を訴える者に速やかに医師の診断を受けさせる 」ようにすること。また鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないと認める者に対しては、労働安全衛生法第66条の5に基づき、医師等の意見を勘案して、鉛業務に従事させない等の適切な措置を講じること。